

資料
No. 4

求職者支援制度関係資料

(その2)

給付要件の考え方(案)

要件	基準の考え方	具体的な基準
訓練期間中に一定の収入がないこと (常態として職に就いていないこと)	雇用保険の被保険者とな らない程度の働き方 (週20時間未満)を勘案	支給対象の月の収入が 8万円以下であること (正社員以外のパートの 平均時給をもとに設定)
本人及び同居の親、子、配偶者に一定の収 入がないこと(注)	複数世帯の標準生計費 を勘案	支給対象の月の収入が 25万円以下であること
本人及び同居の親、子、配偶者に一定の金 融資産がないこと(注)	複数世帯の標準生計費 を勘案	金融資産が300万円以 下であること
現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建 物を所有していないこと	—	—
訓練に全て出席すること(正当な理由がある 欠席の場合は8割以上)	—	—

注: 一時的に別居していても生計維持関係にあると判断しうる親・子・配偶者を含む